

山梨県公報

第二千四百六十四号

平成二十六年

十一月十七日

月 曜 日

目 次

告 示

- 道路の区域変更(二件)……………六六三
- 道路の供用開始……………六六三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………六六四
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………六六四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六六四

公 告

告 示

山梨県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三〇二六番の一地先から 南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三〇三九	旧	一四・七、 一四・九	三六・六

番の一地先まで

新 一四・七、
一〇九・三

三六・六

山梨県告示第三百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
北都留郡丹波山村字落瀧三二七〇番地先から 北都留郡丹波山村字鍋久保三二五番の一地先まで	新	一一・四、 四一・五	一〇四・七
	旧	一一・四、 二〇・〇	一二七・六

山梨県告示第三百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四番の一地先(県有林二〇五林班ろ九小班)から北都留郡小菅村字井戸入一七五二番の一地先まで	三八〇七・〇	平成二十六年十一月十七日

山梨県告示第三百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十一号から十八号までの標柱を順次結んだ線及び十八号と十一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域							
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番		
金井	十一	都留市		金井	天神	一四〇番一		
	十二					同	一三一番	
	十三					同	一三八番	
	十四					同	一三三番	
	十五					同	同	
	十六					同	同	
	十七					同	同	
	十八					同	同	
						同	同	一三八番一
						同	同	同

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により都留市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年十二月十七日まで縦覧に供する。
平成二十六年十一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 スーパー公正屋都留店

2 所在地 山梨県都留市四日市場三十七番地の四

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十六年七月三日

三 意見の概要

歩行者用通路の確保について

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目八番十七号山梨県庁西別館二階山梨県県民情報センター

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十六年十一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 南都留郡山中湖村山中字栗木林一三六五の七、一三六五の一〇、一三六五の一、一三七七の四、一三七七の一七、一三七七の二四、一三七七の二五、一三七七の二六、一三七七の二七、一三七七の二八、一三七七の二九、一三七七の三〇、一三七七の三一、一三七七の三二、一三七七の三三、一三七七の三四、一三七七の三五、一三七七の三六及び一三七九の三七並びに字新畑一三〇七の一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村平野五百六の七百四 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川 和
男

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番